

薩摩藩・奄美・琉球における近世初頭の新田
開発：石高制圏の形成

梅木, 哲人 / UMEKI, Tetsuto

(出版者 / Publisher)

法政大学沖縄文化研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

沖縄文化研究

(巻 / Volume)

31

(開始ページ / Start Page)

333

(終了ページ / End Page)

365

(発行年 / Year)

2004-08-10

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00002743>

薩摩藩・奄美・琉球における近世初頭の新田開発

— 石高制圏の形成 —

梅木 哲人

はじめに

日本の歴史の中で、一五・六世紀から一六・七世紀の時期は、古代末期以来営々として展開してきた社会的な変化が、それまでにない規模で大きくまとまっていた時期である。いわゆる近世国家の成立である。この変化を支えていたのが農業の発達、就中耕地面積の増大である。日本列島における耕地面積の増大の推移を研究した結果によれば、一四五〇年（室町時代中期）の耕地面積を一〇〇とすれば、一六〇〇年（江戸時代初期）は一七二・八、一七二〇年（江戸時代中期）は三二二・九で、一八七四年（明治初期）は三二二・四という数字が示されている。また、耕地面積の増加を観察する別の視点として、明治以前の土木工事の行われた件数の数字もある。それによれば、室町中期から江戸時代末期までの総工事件数を一〇〇とすると、室町中期から江戸中期にかけての工事件数は四七・四六である。その中でも一六〇〇年から一六七二年にかけてがそのうちの三五・五九を占めているという結果が示されている¹⁾。概括的ではあるが、室町中期から江戸初・中期にかけての耕地面積の増大と、土木工事の件数の増加とは対応してい

ることを確認することが出来る。

このような耕地面積と土木工事件数の増加は、政治過程として展開する戦国大名の領国形成、及びそれを統一してこれまでにない新しい仕組みを作っていた豊臣政権、徳川政権のあり方とも関連して、農村社会の新しい発展が吸収される形で、兵農分離・石高制的な編成を生み出していくことになる。日本史の展開の中で、近世国家の成立は、最初の国家である古代国家の成立とならぶ重要な意味を持つ新しいまとまりであるという見方があるが納得できる見方である。³⁰⁾

耕地面積の増加と用土木工事もっとも集中している時期である江戸初期から中期にかけて行われた「新田開発」の事例は数多く知られている。その中で、もっとも長く知られた二つの事例についてみてみたいと思う。のちに述べる薩摩藩・奄美大島・久米島・沖繩本島などの用水路と新田開発の先駆けをなすか、あるいはほぼ同時代のものであり、薩摩藩・奄美・沖繩の地域もこのような全体の動きの中にあつたことを確認出来ると思われるからである。

まず、箱根用水についてみてみよう。箱根用水は、箱根若ノ湖の水を、隧道を掘り静岡県側へ導き、いったん深良川・黄瀬川に落とし、それから駿河国駿東郡の各村々（現在裾野市）二九か村の水田五三〇町歩を灌漑しているものである。この用水工事の発端は、深良村の名主であつた大庭源之丞が、村の水不足を解消するための工事を思い立ち、江戸浅草の商人友野与右衛門ほか二名の賛同を得て資金を調達し、幕府の許可及び箱根権現の承認を得て、一六六六年（寛文六・康熙五）から一六七〇年（同一〇・同九）にかけて行われたものである。隧道の長さは約一、三〇〇メートルあまりあり、上下から同時に掘り進めたものであるといわれている³¹⁾。商人が資金を提供して、新田が開かれたあとその利権の一部を得ていくことは既にこの時期には行われていたのである。次に大石慎三郎氏の研究で良く知られている信濃国千曲川支流沿いに開かれた信州佐久平の四新田のことについてみてみよう。四新田とされているのは、一六三〇年（寛永七・明崇禎三）に開かれた五郎兵衛新田、一六五〇年（慶安三・清順治七）に開かれ

た御影新田、一六四六年（正保三・順治三）に開かれた塩沢新田、一六六二年（寛文二・康熙一）に開かれた八重原新田である。これらの新田を開発したのは、それぞれ市川五郎兵衛、六ツ川長三郎、柏木小右衛門、黒沢嘉兵衛とされている。これらの人々は、いずれも戦国期の在地小領主に系譜をもっている人々である。戦国大名の形成及び統一権力の成立の過程で、武士身分に上昇する道をとらず百姓身分として在地にとどまった人々であり、その地域では大きな力を保ち続けていたのである。これらの新田開発は、いずれも長大な水路を造成しているが、同時におおくの隧道の掘削も行っているのである。大石氏によれば、五郎兵衛新田の新しい用水のための、八〇間（一四四メートル）の隧道の掘り抜き工事がおこなわれているが、このときの技術やかかった資金を知ることが出来る史料があるという。それによれば材木七五〇丁、小判一七両、金堀三二〇人・小判八両、大工一八七人・小判四両二分、かじ二〇人・小判三両（堀道具拵）、油六斗（掘り抜きにともす）、米六石二斗（金堀・鍛冶・大工扶持料）、人足九六〇人・小判一八両、人足七五〇人・小判一四両となっている。金額からいえば材木が一番多い。また、金堀・大工・鍛冶を動員しているし、多くの人足も雇っている。人足は一両で五三人という計算をしている。新田の開発者は領主から一定の除地を認めてもらうのであるが、市川五郎兵衛の場合、一五五石の除地を認められ、そこから年貢の徴収をしたのである³²⁾。

これらを薩摩藩・奄美・琉球の新田開発のされかたを比較してみると、箱根用水や信州佐久新田の場合、開発の主体が農民（百姓）或いは町人・小領主的な農民、であるのに対して、薩摩藩や琉球では藩の事業、あるいは王府の事業として行われていることが特徴的である。古代末期以来の開発と中世社会の形成、更に荘園制を解体させて封建領主制形成の力となっていた小農民の自立化ということの表象として、必然的に出てきている本州を中心とする地域の開発に対して、新しい時代に巻き込まれ、基礎社会が未発達のままに石高制という高度な社会編成に対応せざるをえない事情が、封建領主島津氏、或いは封建領主化の方にも向かわざるを得ない琉球国王の、上からの開発として行

われているわけである。ただ、本州を中心とする地域においても藩の主導で行われている場合もあり、薩摩藩・奄美・琉球においても、地域で人々が新しい生活環境を作り出していくという側面もあったのであるから、一面的な理解では不十分であることはいうまでもないことである。

注

- (1) 『明治以前日本土木史』(一九三六年 土木学会編)
- 大石慎三郎『江戸時代』(中公新書 昭和五二年)
- (2) 尾藤正英『江戸時代とはなにか』(岩波書店 一九九二年)
- 朝尾直弘『將軍権力の創出』(岩波書店 一九九四年)。「東アジアにおける幕藩体制」(『日本の近世』)(中央公論社 一九九一年)。
- 藤木久志『豊臣平和令と戦国社会』(東京大学出版会 一九八五年) 勝俣鎮夫『一揆』(岩波新書 一九八二年)
- (3) 静岡県青湖水利組合編『深良用水の沿革』(一九六四年)
- (4) 大石慎三郎『近世村落の構造と家制度』(お茶の水書房 一九六八年)

一 薩摩藩の新田開発

「居付大名」である島津氏の領国である薩摩藩は、戦国時代的な体制から近世的な藩体制に編成ができたまでにはかなりの時間を要したのである。藩の行政機構が、家老座を中心にした一元化がすすんだのは、一六三〇年代(寛永期)のころであるとされている¹⁾。新田開発はこのような藩の行政機構の成立を前提として進展したのである。しかし、薩摩藩における新田開発は、この地域の農民の自立度が低い上に、さらにその自立化をpushさえるようにして

「門」が再編され、近世的門割制が成立したことで、農民たちが自らの生活を作り出していくような新田の開発という動きはほとんど出てこなかった²⁾。近世初期に一気に出てくる大規模な新田開発は、藩の事業として行われているのである。

薩摩藩が、地方支配に力を入れ始めるのは二代藩主島津光久の代からである。その嚆矢となったのが明暦三年七月一七日付の「掟」である³⁾。これは検地(万治内検)と関連したものであるが、その最初の二条には次のように記されている。

- 一 領国之内、郡代役儀島津筑前・新納右衛門江中渡、郡奉行被相附候条、致相談国中之儀諸事入念可申付事
- 一 国中耕耘之時節、收納方並起荒地、開新田、水廻等之見立可為専要、郡奉行国中節々可行廻、依躰郡代も差越、所々見計可致沙汰事

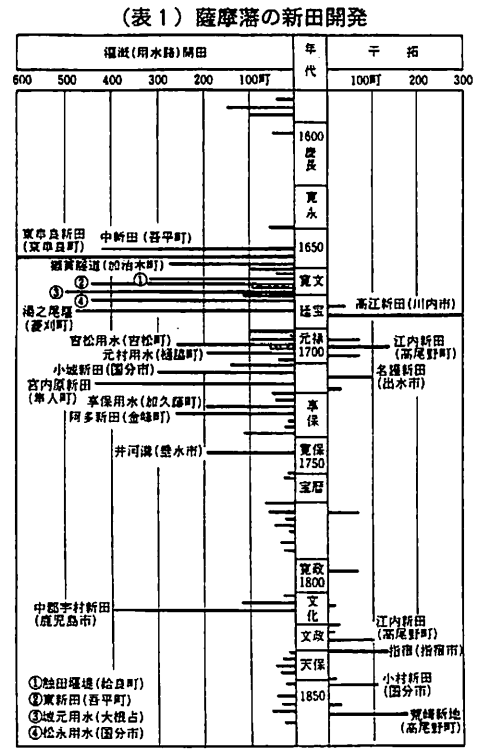
最初の条は、家老の島津筑前久頼と新納右衛門久詮を地方担当の郡代とし、その下に郡奉行を附けるというもので、近世的な一元的土地支配の機構の確立をめざしたものである。次の条では、国中を見て回り、荒れ地の開発、水回りの見立てを行うようにということである。

薩摩藩の新田開発の最初の事例は、『鹿児島県維新前土木史』によれば、肝属郡東申良の開田であるとされる。一六五八年(万治元年)光久の命を受け汾陽次郎右衛門光東・菱刈孫兵衛重教が、申良側の水を引いて、岩広・池之原・河東を開田したという。汾陽や菱刈は郡奉行として活躍して、後の代にその子孫も新田開発事業の担当を引き継いでゆくことになる。

このときの工事について次のような話が記されている。すなわち、工事が困難になったとき、偶善寺の住僧の発案

で、女子も工事に就かせ、三味線太鼓を以てはやしたら青春の男女は苦を忘れて工事が大いに進んだ。この歌囃子を「行厨」を以て見物したものがいたが、これらは帯刀を取り上げ、平民にしたという。また、この時はじめて「刎ねモッコ」が用いられたという。『島津国史』では、この工事が終わったのは一六六四年（寛文四年）であるとしている。大人数を夫役動員しての工事が始まったことを知る事が出来る。

薩摩藩における新田開発については、『鹿児島土地改良記念碑』^⑤に桐野利彦氏の研究による年代頻度と開発面積を示す表があり、これによって近世期を通じての開発の傾向がつかめる結果が示されている（表1参照）。これによれば、東串良の工事の後に触田堰堤の工事が行われていることが分かる。これは帖佐片子^{へんこ}の工事のことで、薩摩藩の近世の新田開発のモデルになったものである。このことは『鹿児島藩租額事件』^⑥に次のように記されている。



〔「鹿児島県の土地改良記念碑」より引用〕

肥前、次郎右衛門、孫兵衛三人に者、万治御支配相勤、御支配に付而は増高三万二千石余有之、郡座付被仰付置、右高所務を以田地方入用に被召附候由。御領国新田之初之儀、帖佐へんこたけ江新溝相立新田相開、其外諸外城江肥前・次郎兵衛（次郎右衛門力）・孫兵衛行廻、新田三万六千石余相開差上、右御支配増高取合六万八千石余に罷成候

これによれば、万治支配の増高三万石あまりを以て新田開発の費用の充て、東郷肥前重方・汾陽次郎右衛門光東・菱刈孫兵衛重敦の三人が郡奉行として領内を行き廻り、諸外城に指示を出していた事が分かる。「帖佐へんこたけ」の新溝の開発はそのような動きの最初の例であったのであり、その後領内で多くの開発が行われたのである。

万治期の検地（内検）と開田の行われている時期に琉球の尚質王の中城王子尚貞が鹿児島にきている。「光久公御譜中」の記事に次のように記されている。

同年（万治三）七月一六日中山王尚質之適（嫡カ）子中城王子尚貞来始謁光久遇之懇也、留滞于甕府歳余、尚貞謝恩帰矣

このことは同年九月二三日附け、光久から琉球国司への書状に次のように記されている。

為当国見廻中城王子渡楫候之処、無恙着岸珍重之至候、弥以無異二在旅有之候条、其邦別而可為大慶候、猶期後音之時候、恐惶不宣

鹿児島にきたのは「為当国見廻」と記されている。この前後、実は羽地朝秀も鹿児島にきている。万治四年正月二日家老の島津圖書久通より鎌田蔵人政直宛の書状に「琉球衆の御振舞極月二〇八日に御在候」と記されていることからすれば、万治三年（一六六〇）の暮れに琉球衆への振る舞いが行われたことになるが、これは尚貞への振る舞いだったことになる。琉球王府への「仕明」の許可が出るのは尚貞が王位に就いた年である一六六九年（寛文

九・康熙八）である¹⁵⁾。「羽地仕置」として知られる羽地朝秀の改革のうち、「仕明」即ち新田開発政策は明らかに薩摩藩の万治の改革とつながっているのである。

その後の薩摩藩の新田開発で注目されるものに寛文四年（一六六四）に完成された国分広瀬川の付け替えと松永用水の開発、正徳元年から同六年（一六六六）に行われた国分宮内原用水の工事がある。

国分広瀬川の付け替え工事については、次の史料がある¹⁶⁾。

（略）此壹当銀之余計を以、国分の郷中、流れ廻り地潰有之所を圖書見立てを以、新川堀候入用銀二太分相払候、就夫、古川田地成、高五千石余出来候

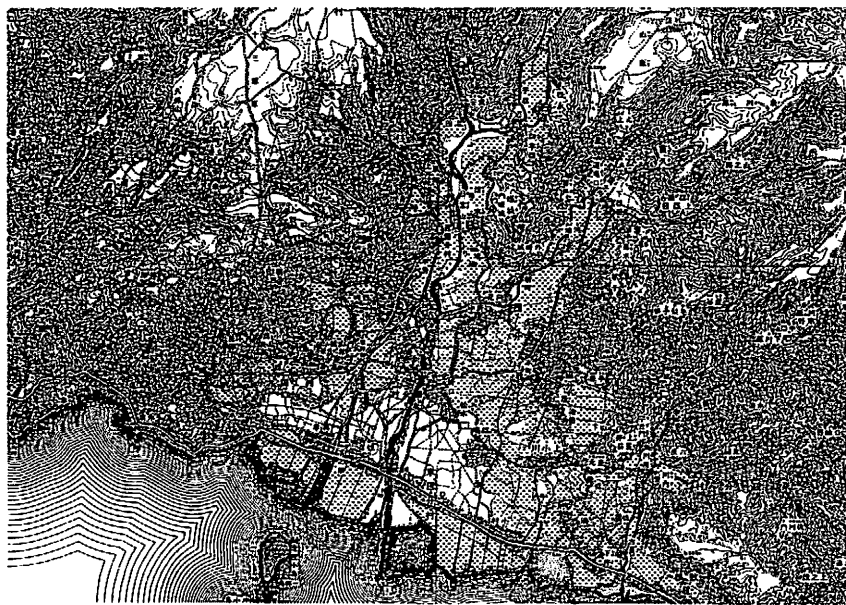
省略した部分に記されていることと合わせてみると、家老職にあった島津図書久通（宮之城領主）が永野（山が野）金山の開発で御朱印地を多く潰した見返りとして、掘り出した銀の余計を以て暴れ川であった広瀬川を新川（天降川）を掘って付け替え、古川あとを田地として、五千石の高を生み出したということである。古川あとの田地の灌漑用水として新しく掘られたのが松永用水である。この用水は、天降川と合流する霧島川の上流左岸から取水して、台地の縁を縫って流れ下り「田地成」した田を灌漑している。用水沿いの田地は現在も残っているが、明治の地形図の上でさらに明瞭に確認出来る（図1）。松永用水はまた、かつて広瀬川に流れ込んでいて、付け替えて新川に導かれた手籠川と交差しているが、現在は手籠川の下にトンネルを掘ってサイホン原理で川向こうに水を送る形になっている。このトンネル方式は最初からあったとは思われない。かつては川の上に水路を造り水を送っていたのではないかと思われる。

これに対して、天降川の上流右岸から取水して、鹿児島神宮の前を通り、宮内原を灌漑しているのが宮内原用水である（地図参照）。この用水の工事は正徳元年（一七一）から行われているのであるが、これを指導したのが郡奉行の汾陽四郎兵衛盛常である。汾陽次郎右衛門光東の二男に当たる人である¹⁷⁾。この用水の取水口に「大隅国桑原郡西国分郷削漕崇水神記」を記した石碑が建てられている。これによれば、取水口の所には大きな岩がありこれを除くことは不可能とされていた。盛常は命令があれば「崩裂大巖」出来るとしたが、国老は許さなかった。その後土師経貞の計らいで家老の種子島久基の許可が出て、二人は奉行に任せられ同六年に用水路を完成させたという。そして六千石余りの新田が出来たという。この「崩裂大巖」については、『鹿児島藩租額事件』にも記事があるが、それによれば、岩の上で大火を焚き、場合によっては「吹子」を用いて砕く方法を使ったことを記している。この用水は、いくつもの隧道を掘り、高さを維持しながら「二里半」（十キロメートル）を流れている。

この宮内原用水工事には、奄美の佐文仁という人が招かれていて、工事の技術を学び、「秘伝書」を得て帰り、奄美での新田開発がなされたという¹⁸⁾。佐文仁のことについては奄美のところであらためて述べることにするが、『笠利氏家譜』¹⁹⁾に「国分宮内コムラ御新田」という文言がある。この「コムラ」というのは旧広瀬川を締め切って新川の方に水を導くために築かれた「小村土手」のことではないかと思われる²⁰⁾。この小村土手が、新川（天降川）と古川を分ける重要な土手になっているのである。佐文仁は宮内原用水工事で隧道掘削などの技術とともに、締め切り堤防の工事についても学んでいたものと思われる。後の佐文仁の奄美での開田事業から考えれば、「浦戸締」の千拓に堤防築造の技術が生かされているように見える。どのような経緯で佐文仁が国分の開田事業に招かれたのか、佐文仁以外に招かれた人はいなかったのかということについて等、解明されていないことが多いが、薩摩藩の琉球出兵侵入以後薩摩藩の直接支配下に置かれることになった奄美について、藩内同様に新田開発の政策を行おうとした薩摩藩の意図があったことは推察することが出来る。

注

- (1) 『鹿兒島県史』第二卷、桑波田興「外様藩政の展開―薩摩藩」(『岩波講座日本歴史・近世』一九七五所収)
- (2) 桑波田興「薩摩藩の万治内検」(『薩摩藩の基礎構造』一九七〇年 お茶の水書房所収)
- (3) 『鹿兒島県史料旧記雑録追録一』三四五頁
- (4) 『島津国史』巻之二〇七。この記事は『串良新溝記』によるとしている。又汾陽氏の出自は郭国安からで、光東はその支流であるとしている。
- (5) 『鹿兒島の土地改良記念碑』(鹿兒島県土地改良事業団体連合会発行 平成一年)
- (6) 『鹿兒島藩租額事件』(『近世社会経済叢書』第四巻 大正一五年)
- (7) 『薩隅田田賦雑徴』(『近世地方経済史料』第一巻四二〇頁)。
- (8) 『鹿兒島県史料旧記雑録追録一』四三三頁
- (9) 『鹿兒島県史料旧記雑録追録一』四三〇頁
- (10) 順治一五年・万治一年、年頭使。同一七・同三年一〇月回国。順治一八年・万治四年・寛文元年「王城回祿、建宮



(図1) 天降川及び松永用水(霧島川左岸)・宮内原用水(天降川右岸)(明治41年地形図)

殿」の稟報のため。翌年一月帰国(『中山世譜附巻一』『琉球史料叢書』五一九～二〇頁)。

寛文一年九月五日「口上之覚」『鹿兒島県史料旧記雑録追録一』四三五頁

- (11) 『鹿兒島県史料旧記雑録追録一』四三五頁
- (12) 『近世地方経済史料』巻九 三八頁
- (13) 『藩法集八 鹿兒島藩上』二五九頁
- (14) 『租税問答』(『近世地方経済史料』第二巻五一九頁)
- (15) 『鹿兒島県維新前土木史』(鹿兒島県土木課 昭和九年)
- (16) 『奄美郷土研究会報』第五号(昭和三八年)
- (17) 『天降川の川筋直し』(天降川の川筋直し研究会編 平成一三年)

二 奄美大島における新田開発

独自の歴史的展開をしてきた奄美大島が、薩摩藩の支配下に置かれたのち、近世的な開田が行はれ始めた頃のことを伝える文書として「有馬丹後純定大島附肝属表代官相動候覚」という表題の文書が知られている。これは国分衆の有馬丹後純定が寛永一〇年(一六三三)から同一三年(一六三六)まで大島代官を勤めた際の記録である(実際は純定の子の重政が元禄一〇年に書き記したものである)。この文書は、最初桑波田興氏が見いだしたものであるが、松下志朗氏を介して奄美の大山麟五郎氏に伝えられ、その後松下志朗解説・大山麟五郎解説で『奄美郷土史研究会報』(九号、昭和四二年)に紹介されている。しかし、大山氏の解説ではこの文書の出所については記されていない。ところが、最近弓削政己氏によってこの文書の所在が確認され、平成一三年から三九年計画で進められた「鹿兒島県奄美

群島歴史資料調査事業」の成果として同一五年に行われた「古文書が語る奄美」展に原史料が展示されたのである。この史料と松下・大山氏の翻刻文と比較してみると、だいたいにおいては同じであるが、違っている部分があることに気づく。この史料にない部分が翻刻文にはあり、また書き方が違っているところがある。これらの詳細についてはここでは検討できないが、別に史料がある可能性がある。このことについては後考を待つことにする。

さて、この文書には次のような話が記されている。有馬丹後が代官として島内初廻りのとき古見間切の戸口村に、谷から広がっている竹原を見た。谷水も潤沢にあり、田にしたらしい田になると思われたので田にするように申し付けたところ、そこは昔から神がお遊びになるところで、人の手を入れないところであるとか、はぶが多くいるところであるのでそのままにしてあると行って渋った。しばらくそのままにしておいたのだが、その後戸口村にその竹原を田地に開くように申し付けたところ大仰な返事でなかなかとりつこうとしない。斧初めをした人に祟りがあるということであった。そこで丹後は下人共を使って切り始めをしたら百姓たちも難渋をいわないで仕事をするようになった。そして結構な熟田が出来たという。そのとき丹後は「ミキ」を作り仕明け場(田)に持って行って振る舞ったら、古見間切りの老若男女一人も残らずでてきてたくさん飲んで遊んだという。そして以前は神の遊び所で恐れていたが、今は有り難いことであるといったという。丹後はその後同様に、名瀬間切りの浦上村の五カ所に井手堰を作り仕明けしたという。原初のままの奄美が、近世日本の石高制下に入り始めている様子を伝えている。

有馬丹後の大島代官在任期間については、『大島代官記』・『島津家列朝制度』では寛永一四年から同一六年となっているが、大山麟五郎氏が考証されているように寛永一〇年から同一三年が正しいのではないかと考える。というのは、この文書の冒頭の部分に次のような文言があるからである。

十年以前御竿有之候時分、道之島惣竿奉行二而因幡守殿御渡海之時分、大島鬼界之竿奉行鮫島孝左衛門殿二而候

処、丹後儀も附衆之内二而彼地之勝手も能ク為存儀二候、琉球国御手に入、大屋差引二而年貢被仰付候得共、不埒耳有之ニ付、鹿兒島より代官被遣、三年ツツ被相詰候得共、田地並取納方之儀無功之人計被參候故、始末大形二候

「十年以前御竿」とは慶長内検のことを指しているが、この時有馬丹後は大島鬼界島竿奉行の鮫島孝左衛門の附衆として渡海していたのである。この時の経験を生かして琉球の大屋支配から薩摩藩の年貢の取納への切り替えがよく行われるように期待され、大島代官に任命されているのである。この時の任命は、寛永九年一月二日に発せられた薩摩藩の内検(寛永内検)と関連したものであることは明らかで、この点から在任期間が寛永一〇年からであるという大山氏の考証は合理的であることが確認できるのである。

寛永期の奄美の仕明けは、始まったとはいえまだ小規模なものであった。薩摩藩においては前節で述べたように、明暦三年の光久の「掟」以後領内で大規模な新田開発が行われるようになる。この動きに呼応するのが佐文仁の国分宮内原用水工事での技術習得であったのである。『鹿兒島県維新前土木史』¹⁾に次のように記されている。

国分の工事伝習のため上覽せしは、佐文仁與人寄のときなりしが、よく正徳二年九月工事秘伝書を得て帰島したり。(略)帰島後倍々開墾に精勵したるが、その尤もなる一は龍郷村浦戸の干拓にして、大島における至難の工事に属す。年代は正徳三・四年頃なるべし。(略)工事は三百余間の堤防を築きて海水の侵入を防ぎ二百余町歩の田を開く。これを浦戸締めという。堤の高九尺、馬踏四間、水路に隧道を有す。長さ一五間(二一七メートル)円形にして直径七尺なり。

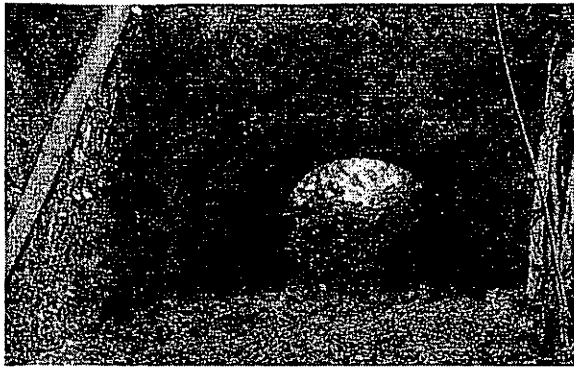


写真3 奄美大島深山塔(大和村)の隧道(2003年8月撮影)

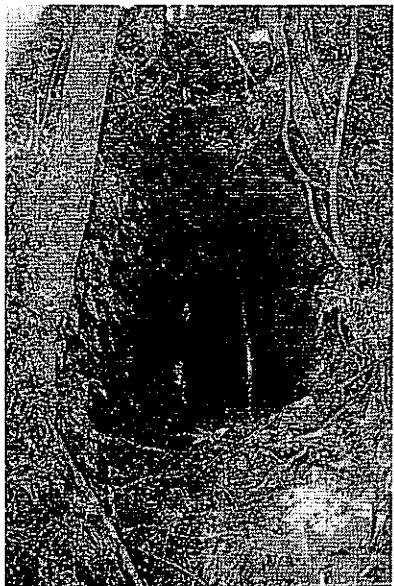


写真4 奄美大島深山塔(大和村)の隧道(2003年8月撮影)

を水田化しようと試みたときとされているが、そのときの水路跡と隧道が現存している。今では山林になっていて当時の様子は想像しにくいだが、山の中にしっかりと残っている水路跡や隧道を見ると佐文仁の思いが伝わってくるようである。隧道は三カ所掘られている。最初に掘られた隧道は小川岳の水系を利用して掘られたようであるが、水位が開田地より低く、失敗であったとされている。この最初に掘られた隧道は規模も大きく形も整っているが、後から掘られた隧道は小さく形も整っていない。最初の用水路が失敗した後、間に合わせにつくったように見える。(写真3・写真4)

佐文仁の開田については次のような数字が記されている。

帰島後享保十年
に至る一三年間
に三百一四町七
反歩を、更に元
文三年に至る一
三年間に百八十
町歩余、合計四
百九一四町七反
歩を開田したり

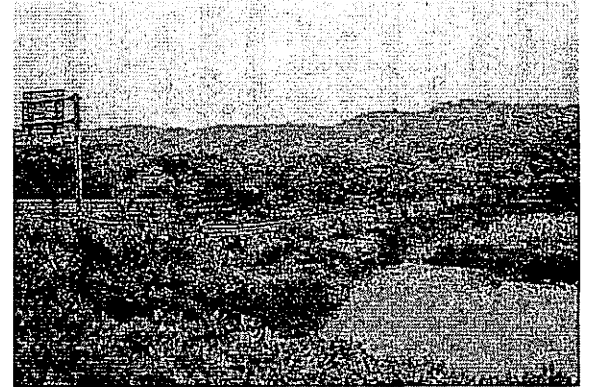


写真1 奄美大島龍郷町「浦戸締」の現況(2002年撮影)



写真2 奄美大島龍郷町「とおしめ」(2002年撮影)

深山塔。宇検村の内、湯湾。西方村の内、古志。東方村の内、清水。住用村の内、市・役勝・東仲間。これによれば奄美大島のほぼ全域にわたって佐文仁の開田が行われたことが分かる。これらの工事については、今のところ史料の有無も知られていないのでその年代などを知ることは出来ない。しかし、大和村の深山塔については『奄美史談』に「二七〇二年(享保五年)龍佐伯奄美開墾の際掘り出す」と記されているという。龍佐伯とは佐文仁のことである。深山塔は大和村の山間部にあり、湯湾岳と小川岳の山腹にある盆地のことである。かつては人々が住んでいて福元集落と呼ばれていたが、現在は廃村になっていて大和村によって公園として整備されている。佐文仁はこの山腹の盆地

ここに記す浦戸締めは、現在も龍郷町浦にその面影をのこしており、隧道も道路の拡張で目立たなくなっているが現存しており、「とおしめ」として親しまれ、古い歌にも歌われているということである。(写真1・写真2)

同書は佐文仁の開田になるところとして次の所をあげている。笠利村の内、牛花部・喜瀬。龍郷村の内、尾入・瀬花留部・蘆徳・久場。名瀬町の内、朝仁・小宿・知名瀬・蘆花部。大和村の内、大和浜・津名久・

帰島後、合計四九四町あまりを開田したということである。佐文仁はこの功により藩から郷士格に任ぜられたのであるが、そのとき大島代官今井六右衛門から出された文書には次のように記されている。⁵⁾

御自分事御新田方一篇引請相勤、御高千四百三石六斗九升九合致出来、数年来心掛御物入モ不軽有之、奇特成心掛二候、依之為御褒美、外城衆中格被仰付、代々嫡子迄ヲ右ノ通被仰付、二男ヨリハ此中之通ニテ被差置候、刀之儀者無用、琉球人之姿ニテ罷在、名字者用可申候、猶又御新田方出精可相勤旨今度種子島弾正殿ヨリ被仰渡候由ニテ、高橋外記殿ヨリ被申越候、此段申渡候間難有可奉承知候、為後証如件

享保一一年午三月二三日

大島代官 今井六右衛門 印

佐文仁殿

これには石高が記されていて、四〇〇石あまりであったことが分かる。外城衆中格と名字のこと、「琉球人之姿」のことなども記されていて、琉球と薩摩藩の狭間にある近世奄美のことが問題であるが、このことについてはここでは論じられない。

注

(1) 『鹿児島県維新前土木史』(昭和九年 鹿児島県土木課)は、昭和七年土木学会で維新前の日本土木史を編纂するにあたりその資料を各県に求めたのであるが、鹿児島県でもそれに応じて各町村に資料の提供を求め、それを土木学会に送っており、そのときの資料を県単位でまとめたものである。この時集められた資料は現在その所在の有無について確認出来ないようである

(2) 『鹿児島県土木部技術管理課企画指導係による』。

(3) 木原三郎「新田開拓者田畑佐文仁為辰」(郷土の先人に学ぶ)『祖国復帰二十五周年記念「郷土の先人に学ぶ」刊行委員会 昭和五四年刊所収』

(4) 同上

(5) 大和村教育委員会による。

(6) 『鹿児島県維新前土木史』

三 久米島における新田開発

かつて久米島は沖縄の中でも水田の多いところであった。明治六年の統計によれば、沖縄の全耕地面積のなかに占める水田の割合は、沖縄全体が二九パーセントであるのに対して、久米島は七三パーセントを占めている¹⁾。久米島はよくコメ島であるということがいわれるが、この数字はまさしくそのことを裏付けていることになる。二〇〇三年八月、久米島町制一周年を記念してつくられた写真集『ハブヒル ストーリー』²⁾には、一九五〇年代の真謝の平野部に広がる水田風景、宇江城の棚田の風景などとともに、脱穀や初選別の農作業の風景もとられている。沖縄の農業は一九六〇年頃から徐々に甘蔗作に転換されはじめ、水田は減少していくのであるが、特に一九八〇年代の大規模な土地改良事業の結果、久米島は甘蔗作にほぼ一本化され、コメ島の面影は失われてしまったのである。今日久米島を訪れてみると、スプリンクラーを備えた甘蔗畑のみが目に入り、水田はどこにもないように見える。しかし、水田は壊滅してはおらず、僅かに仲地集落周辺にのこされていて、形状的にも棚田の形状も見られる。一枚の田に、稲と田芋を作っている風景もあり、久米島の人々に対して水田の果たしてきた役割の一端をかいま見る思いがす

る(写真5)。

現在は水田はこのようにごく限られたところにしか存在しないため、かつて水田開発と不可分の施設として造られた水路はうち捨てられてしまっただかのように見える。甘蔗畑のスプリンクラーもそうであるが、水田の水も送水パイプが使われている。

さて、そもそも久米島における水田の発達はどのような経過をたどっているのか。この問題については小川徹氏による地理学の立場からの詳細な研究がある³⁾。ここではその研究を導きの糸として久米島の水田、特に用水施設の造成の歴史的な位置づけを試みてみたいと考える。

小川氏は、久米島の水田の地形的な類型化から分析を始めている。それによれば、久米島の水田の類型をA谷頭型・B谷底型・C谷壁型・D山脚型・E段丘型・F兼久型の六類型に分け、その歴史的展開について類推し、

まず谷頭型の水田が農業技術の最も低かった時代の水田で、このことは、久米島の水田は「山の汁」に頼って開かれたという言い伝とも合致するとしている。谷底型や谷壁型、山脚型の場合、地表傾斜の大きな土地にテラスをつくり水田を開くのであるから多大の労働力を必要とするので、それだけ遅れて造成可能となったことを示唆しているとしている。そして兼久型はもっとも新しく出現した形態であるという。水田の造成と関連して、集落の移動についても言及されているが、マキョの時代が終わり高地から低地への移動が見られる一二世紀のことはさておき、『中里間切由来記』や『球陽』に記された移動は二次三次の移動であるとしている。本稿の後の展開からいえば、この二次三次

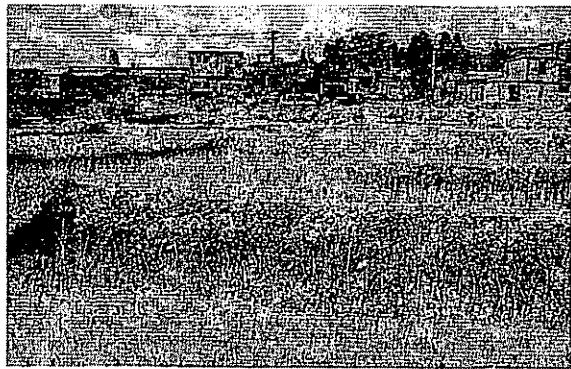


写真5 久米島仲地集落の水田(2003年8月撮影)

の移動は近世初期の大規模な水田開発と関連した動きであると位置づけることが出来るのである。

小川氏は久米島における水田化の時期の問題について別の観点からも論じておられる。『琉球国高究帳』(島津家文書)は薩摩藩侵入前後の沖縄の間切り名、村名、石高が記されているが、中里間切の場合も具志川間切の場合も田方の石高が島方の高よりはるかに多い。これは侵入以前からすでに米作りの島であったことを示していると述べておられる。又、『美済姓家譜』⁴⁾の康熙二三(一六七四)年の記事にある「西銘大溝あら滞の儀両溝割直させ候」ということから間切次元の事業以前に村次元で水利事業があってもよいとっておられる。更に慶長年間に行われたとされる儀間道真や仲村渠昌興のことについても触れておられるが、これらについては史料を欠くのが残念であるとしている。そしてこれらを総合して、神祭りのための米作りから貢租の対象としての米作りが変わっていったとしている。

久米島の歴史資料として、家譜は重要な意味を持っている。家譜には各家の系とその事跡を記すが、その中に久米島社会の歴史事象を示す記事を多く含んでいるからである。小川氏は現存する溜池・用水とすることについての家譜の記事の同定の作業も行っている。その一つが具志川村の西銘・上江洲の池溝体系の地形図上への復元である。家譜記事と实地調査の結果を地形図上に復元されている(図2)。それによれば、白瀬川に水源をもつ用水として西銘溝(ニシミンズ)があり、また、浦地川上流のニブチ池に水源をもつ富祖古溝(ウイズンズ)があるとされている。西銘溝は上江洲集落を通り、西銘集落にはいると「アーランス」と呼ばれたのであり、家譜に記載される「西銘阿ら溝」は実は一つの用水であるという。富祖古溝(ウイズンズ)はフソコ嶽(通称ダルマ山)の南麓を通り上江洲の西平区に達する水路である。これらの水路が上江洲、西銘地域の水田の造成と関連していることはいうまでもない。谷頭型や谷底型の水田もこの地域にはあるが、主体は段丘型の水田であるという。西銘や上江洲だけではなく、具志川の主要な集落の水田は段丘型の水田である。そうだとすれば池溝の開発はこの水田開発と密接に関連していたのであるから、重要な意味を持っているということが出来るのである。

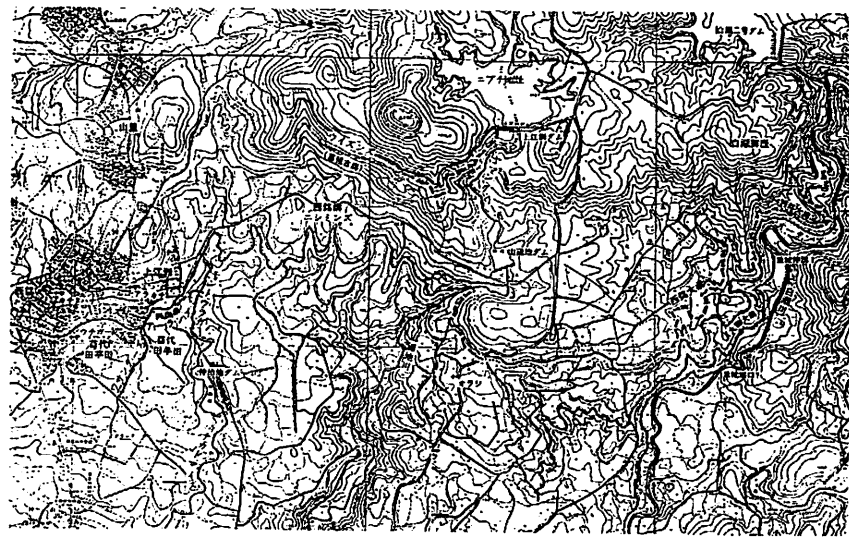
西銘溝（ニシミンズ）の開発については、一六〇九年に仲村渠昌興の時代に作られたとされている³⁰。

この溝のことが最初に家譜上の記事に現れるのは一六七四年（康熙一三・延宝二）である。そこには次のように記されている³¹。

同年奉訟西銘大溝あら溝之儀、両溝割直させ候故、世々間切中之為相成候

但、右両溝之儀、西銘・上江洲式ヶ村之用水並御検地田之水上ニ而候処、水元往古より白瀬川險阻成所之はら懸ニ而溝掘り通置候故、水損ヶ間敷有之、毎年太柱成人夫堅シ修補仕百姓及迷惑、終ニハ水道崩落、水巡行無之、せみう山之谷水茂徒海江流行、具志川・仲村渠・仲地・山里・上江洲・西銘・大田・兼城八ヶ村之田地五拾かや程毎年致不熟、上納方未進仕、所中及衰微ニ候付、右通御訟を以間切中惣夫ニ而せみう山谷水より水道捌置候付、所中又者御検地田の用水無手□相違候

これによれば、西銘・上江洲二か村の「用水並御検地田之



(図2) 具志川の灌漑水系

水上」である西銘溝あら溝は、白瀬川上流より取水していたが、たびたび水損があるのでこの年に「御訟を以間切中惣夫ニ而せみう山谷水」を取水する水道を捌き置いたとしている。しかし、白瀬川からの取水は依然として行われていたようである。乾隆三四年の家譜記事によれば、白瀬川の取水口に畦長四間横二間半高五尺五寸を「築立」したところたびたびの大水にあっても水損はなくなっていたとしている³²。西銘大溝あら溝の水が、白瀬川上流險阻などところからいつ頃から取水されるようになったのか、家譜の上では確定出来ない。『具志川村史』によれば「一六〇九年西銘新溝 白瀬山から富森原まで五、二二〇間」とある。しかしこれについては他に傍証史料がなく、どのような開発であったのか把握することが出来ない。また、一六七四年の「割直」についても「せみう山谷水」の水道の捌きだけだったのか、旧溝はどうなったのか、今のところ史料的に確認出来ない。また、「せみう山谷水」を地図上に同定することも出来ない。ここでは、この用水は薩摩藩の侵入以前に開発され、そのち一六七四年（康熙一三・延宝二）に「間切中惣夫」で大きな改修が行われているということを確認しておくにとどめたい。

さて、西銘、上江洲のもう一つの水系である富祖古溝（ウイズンス）はどうであろうか。小川氏はウイズンスは上江洲溝のことであって、富祖古嶽の南麓をたどっている富祖古溝と同一であるとしている³³。富祖古溝の開発の年代については『久米島具志川村史』では仲村渠昌興の時代として、「一六一五年 富森溝 富祖古から富森原まで二、一七〇間」と記している。また、仲村渠昌興時代として、「一六六八年 ニブチ池を築造」と記している。しかし、この記事についても他に史料が無く明確に把握しにくい。富祖古溝とニブチ池のことが家譜にあらわれるのは一七六九・七〇年（乾隆三四・三五年 明和六・七年）の記事においてである³⁴。

一上江洲村富祖古溝之儀、村々御検地田方之内、原々致力所之用水並上江洲村中吞水ニ而候処、頭水令敷□□田
地用水不続早年ニハ田方太分わらせ候上村中之用水別而不自由有之、百姓必至と及迷惑申候処、右富祖古溝水

□□三百間程之下表ソマ山内ねふつ原と申所堤井見立を以役々相談之上御在番衆江申出候付、去丑年御検使御方御渡海之時御見□之上及訟相済候付、乾隆三拾五庚寅年百姓手明見合故首里大屋子上江洲筑登之相合致下知方畦長四間横六間深さ式□三尺築立、水相貯、右富祖古溝江水道差通候付、原々拾六カ所二而五百石かや程之田方用水並村中吞水無支相違申候付御首尾方右同断

これによれば富祖古溝の用水が不足していたので、「富祖古溝水□（頭カ）」の参百間程下の「ねふつ原」に畦長四間（七・二メートル）、横六間（一〇・八メートル）深さ式□三尺の堤を築き水をため、これを富祖古溝に通水したという。これはニブチ池のことであろうと思われる。ニブチ池の地は現在は上江洲溜池と称され、白瀬一号・二号溜池とともに畑地灌漑の用水として機能している。上江洲溜池が現在の形になったのは昭和三八年に完了した琉球政府営土地改良事業においてである¹⁰⁾。池の西南端に取水口が設けられ、富祖古溝に通水出来るようになっていた（写真6）¹¹⁾。ニブチ池は浦地川の水系を利用しているのであるが、ここを調査した久手堅稔氏によれば、上江洲溜池の上流に「フルイッチー」（古池）の堰堤が残っているという。

そして堤長一五・五間（二七・九メートル）、堤幅四・四間（七・九メートル）という実測数値を記しておられる¹²⁾。この数字は乾隆三五・六年の時の数字とかなり違っている。ニブチ池の築造の時期については史料的に確定できないが、「フルイッチー」（古池）自体も乾隆以後さらに拡張が行われたのではなからうか。上記の史料によればこの「ねふつ原」への堤井の築造は、間切役人が見立て、まず在番に申し出、在番から王府へ告げられ、王府の御検使が確認した上で工事が行われているのである。工事は首里大屋子（間切役人）の上江洲筑登之の「下知」で行われているが、王府の事業である。工事は「百姓手明見合」をもって行われたということも記している。

取水口につながっている富祖古溝の現況を見てみると広くて深い水路である。溝という字のイメージとはほど遠い大規模なものである。これがダルマ山の山麓を縫って下り、山里集落の東南側を通り、上江洲集落の西側に至っているのである。それにしてもこのような大規模な水路の建設には大量の労働力がつき込まれていることは明らかである。この「溝」の築造については史料が無いので明らかに出来ないが、夫役動員をしての王府の事業として行われたのであろう。

久米島においては一七世紀後半までには米による年貢上納が定着してきていた。家譜の記事の上では尚豊王の代、崇禎年間（一七世紀前半 寛永期）の記事に「年貢上納」という語があるがこれが最初のものである。その後尚貞王代（一七世紀後半 寛文・延宝期）になると「貢米見立上納」「定納」という語が多く出てくる。一六七一年（慶熙一〇年 寛文一一年）の記事として次のものがある¹³⁾。



写真6 上江洲溜池から富祖古溝への取水口 (2003年8月撮影)

前々者田島之支配方無之故、各威勢次第賦取地方別而親疎有之、貧者ハ禿入及迷惑候者共有之候付、兩総地頭衆御引合之上、地方之厚薄相糺頭高配分二而相渡（略）諸事為下知方折々御用布屋江相集家職之管方並孝行を茂丁寧二申聞候（略）但百姓中諸事働方之手段指引折々御用布屋江夜揃此時より相始申候

田島の支配として土地が「頭高配分」されたこと、百姓への下知のため、夜「布屋」に集めるようになったのはこの時からであるということも記している。別のところに「御検地田」という語もあり、田と人が結びつけられて年貢

上納の体制がつくられていったのである。「間切惣夫」による西銘あら溝の「割直」や、ニブチ池の造成など大規模な用水・水田の開発は、近世的な石高制の形成との関係で理解されていいと思われる。

注

- (1) 大蔵省調「琉球藩雜記」
- (2) 久米島自然文化センター刊
- (3) 小川徹「久米島民俗社会の基盤―水田造営形態と集落移動の関係について―」(『沖繩久米島』昭和五十七年 弘文堂所収)
- (4) 『沖繩久米島 資料編』昭和五十八年弘文堂
- (5) 『久米島具志川村史』(具志川村役場 昭和五十一年 一四四頁。)
- (6) 『美濟姓家譜』(『沖繩久米島 資料編』昭和五十八年 弘文堂所収)
- (7) 『美濟姓家譜』(同上)
- (8) 小川徹 前掲二六六頁
- (9) 『美濟姓家譜』(同上) 三四六頁
- (10) 「久米島のため池等一覽」具志川役場作成
- (11) 久手堅稔「コメのしま久米島」(『しぜん・ひと・もの大久米島展』一九九六年沖繩県立博物館)
- (12) 『美濟姓家譜』(同上) 三二五頁

四 沖繩本島における新田開発

沖繩本島における大規模な水田・用水路の開発の事例は、久米島の場合に比して顕著でない。真境名安興は『沖繩県土木史』¹⁾において、灌漑事業の始まりは、一六二二年(尚豊一・元和一)鄧氏糸満が普天間より水塘を築いて北谷の田を灌漑したことであるとしている。これは『球陽』に記された記事によっているのであるが、『球陽』²⁾の記事を追ってみると、その後が続いているのは、一六八一年(康熙二〇・元和四)の謝名邑真志喜の田地開闢の記事である。これには「本國仕明これより始まる」という記事が付されている。真志喜には功に対して切米二石五斗が給されているから小規模な開発であったと見られる。又、一六九〇年(天啓三・元禄三)の記事では真壁郡古波蔵邑にある数畝の田で、往古より根所の田とされてきた田を、経界を正すとして高嶺郡に授給したら火難・天死があったという³⁾ことで、郡邑の人々が願ひ出て真壁郡に返したと記している。

前述したように、中城王子尚貞と羽地朝秀は薩摩藩の万治期の内検の模様を実際に見ていたのであるが、沖繩本島では久米島のような王府が主導する大規模な開発は行われていない。近世初頭の開発のことについて知ることが出来る史料として、一六九七年(康熙三六・元禄一〇)に王府から出された「中頭法式帳」がある。そこには次のように記されている⁴⁾。

当國之儀、御国許より御檢地之後、水旱の損失高大分引入故、康熙八四年仕明の訟申上相達、其以來漸々開來候、然共本高には拔群不足候得共、山野大粧仕明仕候はは、採薪牛馬飼之不如意羅成、畢竟諸人の為不成儀に候間、康熙二十八巳年より召留候、猶以可被得其意、尤海辺にて不障所は、百姓引合之上致免許來候得共、其辺あたん薄之類生茂り、別て重宝に相成地も、訴訟之人最前内々依申合、乍不勝手無是非致領掌置、表方より引合之砌も

弥其通請合候方有之様風聞候間、仮令百姓領掌候共、各見届牛馬飼採薪之重宝羅成地に候はは、差免間敷事

康熙八年（一六六九・寛文九）に仕明が許可されたことが記されているが、この年は尚貞王が即位した年であり、羽田朝秀が摂政に就任して三年目にあたる年である。また、「本高拔群不足」と記しているが、これは慶長検地によって設定された琉球高に對して、實際の琉球の石高が大變不足している事への対応であることを示している。ここでは、山野の仕明が採薪、牛馬飼など日常のことに支障が出てきていたとし、同二年（一六八九・元禄二）には山野の仕明は禁止されたとしている。また、海辺はそのまま仕明を許してきたが、ここも採薪、牛馬飼等に重宝するところは許可してはならないとしている。注目される点として、仕明は農民の希望によって王府が許可する形で行われているということである。一七・八世紀のことについては史料が不足しているが、一九世紀に入ってから史料に「百姓模合仕明」「模合を以て願出」という語が出てくる。これは沖繩における「地割制」という共同体的な土地所有のあり方と関連したものであると思われるので、一九世紀になって新しく始まった形であるとは考えにくい。一七世紀の、近世的仕明が始まった時期においても「模合仕明」の形がとられていたのではなからうか。

沖繩においては水田の開発はその後急速に進んだことは事実である。一七五〇年に完了した検地（元文検地）の結果によれば、沖繩本島において田が五、七八一町、島が一四、八一町であり、これは慶長検地の面積と比較すれば、田で一・三倍、島で一・五倍の増加を示しているという。又、このような耕地面積の増加と軌を一にするように、村落の増加も著しい。慶安元年（一六四五・順治五）以前の村数が沖繩本島で三二二であったのが、一七二三年（正徳三・康熙五二）には四三一、宝曆以後（一七五一年乾隆一六）では四六一というように大幅な増加を示しているのである。

水田の増加の模様を伝える史料に『球陽』尚貞王四〇年（一七〇八・宝永五・康熙四七）の条の次の記事がある。

毛光炳真玉橋ヲ改修ス

近世ニ至リ兩岸ノ辺地ニ人田圃ヲナスコトアツテ、北南ノ二橋ヲ塞グ、江狭ク水浅ク、洪水横流シテ橋堤敗壞シ汚泥穢土ハ尽ク那覇港ニ入ル、王、毛光炳（高峯親方）ニ諭シ、ソノ岸辺ノ田圃ヲ禁除シ、旧堤ヲ補修シテ石ヲ架シテ橋ヲ為シム

真玉橋の架かっている国場川の兩岸が田圃に開かれたため、汚泥が那覇港に流れ込み、浅くしているのでその岸辺の開田を禁止するというものである。

また、蔡温の撰として知られる「新那覇港碑文」（尚敬王五年・一七一七・康熙五六・享保二）に次の文言がある。

近年以来人或いは小利を見て大利を忘れ、真玉橋内外饒波長川等の処、或いは竹木を伐り田を開き、川その病を受く、或いは泥土を聚めて田陌を築き、而して川その狭きに苦しむ。旧と曾て船隻の通ずる所、今すでに變じて涸溝と成る。其の尤も甚だしきものは、川を塞ぎて以て田となし、而して其れをして別に一川を決し、以て行かしむるに至る。豈之水の性ならん哉。宜なるかな其の陸崩れ、川壊れ爛土泥水覇江に流入し、而して江水の深さ殆ど塞れんとす。此れ賢知を以て憂慮する所にして愚民の必ず畏懼せざる所なり。

ここでも那覇港に流れ込む川の周囲が切り開かれて田地となっていること、そしてそれが那覇港を浅くしているこ

とを指摘している。そして水の性質を知らずに川の付け替えなどした結果、「陸崩れ川壊れ」を起こしているといっている。蔡温の水の制御についての知識については『球陽』尚敬王四〇年（一七〇八・康熙四七・宝永五）の記事に「唐采ノ蔡温精シク地理ヲ学ブ。存留官蔡温、閩ニアルノ時、憲命ヲ奉シ、スナハチ劉霽ニ從ツテ、精シク地理ヲ学ビ、悉クソノ秘書及ヒ大羅経を受ク」とあり、この知識は後に述べる羽地大川修補にも生かされるのだが、ここでは水田の造成のありかたを確認できればよい。竹林を切って田としたり、川を塞いで田にしている状況があったのである。那覇港の浚渫工事は、この時は尚敬王の冊封使王楫を迎えるための準備として行われたのであるが、その背景としてこの時期の急激な水田の増加ということがあったことを確認しておきたい。

「碑文」の最後に、このときの工賃・夫役などについて記している。それによると次のような数字が記されている。

濬工夫	四万二千五百八一九名	工銭	一万二千八百九十貫
修橋細工	五千百二〇二名	工銭	千六百七一貫
雇夫	二万六百七十四名	工銭	四万千三百四一九貫

工夫・雇夫併せて六八、〇〇〇名余りの延べ人数が動員されている。工夫や雇夫のことについてはこれだけではわからないが、細工については那覇の町に居住する士の身分の可能性があり、³⁾ 役夫は周囲の農村から動員された農民であろう。この時期には、この那覇港の浚渫工事だけではなく、王府による多くの土木工事が行われているが、これに多くの農民が役夫として動員されている。その様子を知るため諸碑文から表を作成してみた（表2）。表中の「諸細工」は碑によって表記が違っている。石細工・碑文細工・木細工・瓦細工等であるが、那覇港の濬工夫もここに入れてみた。又、「諸役夫」も役夫・土民夫役・夫丸・間切夫・日用夫・雇夫・夫などと記されているものである。

一七世紀後半、尚貞王の初期から一八・九世紀、尚敬王の時期にかけて大きな工事、特に架橋工事が多く行われて細工人と役夫が動員されていることを知る事が出来る。沖縄本島では、この時期、水田の増加も著しいのであるが、そのことについての王府の直営の工事はなく、工事は橋の架橋などの都市機能の拡大として行われているということが特徴的であるといえよう。細工人のあり方や役夫の動員の仕方は、古琉球以来の伝統的であり方に、近世的な王府機構及び支配のあり方が反映していると思われるが、この点はさらに研究を要するところである。

最後に、この時期の夫役動員について知ることが出来る貴重な史料である『羽地大川修補日記』⁴⁾ のことについて記しておきたい。これは先に取り上げた那覇港の浚渫工事に密接に関連しているが、水の制御についての蔡温の独自の技術を記していて興味深い。この工事は、一七三五年（享保二〇・養正一三）七月に大浦川（羽地大川）が決壊して、川沿いの田が長さ一里六七合、横50間から二・三〇間に渡って「土底より引き流れ」ってしまった。大浦川は毎年大風雨の時は水損していて、そのたびに多くの労働をつぎ込んでいたのだが、このときの決壊は最早村・間切ではどうにもならないということで、羽地間切の間切役人等が連名で評定所に訴え、それに応えて王府の直轄の工事として修補が行われたのである。日記の八月二八日の条に工事の見積もりを行っているが、それによれば、正頭五、三六九人を二〇日間使う、この合計一〇七、三八〇人。正頭は名護・羽地・久志・国頭・大宜見・金武・今帰仁・本部・恩納・伊江島の一〇間切りから徴発する。一〇七、三八〇人の内、いぬまん取夫九、八六〇人、杭木取夫一二、七七二人、残り八四、七四八人が現夫遣、となっている。九月二日より夫遣いを申し付け、翌日より実際の動員が行われている。最初の内は三〇〇から五〇〇人程度であるが、九月半ばから一〇〇〇人規模になり、一〇月にはいると二〇〇〇人を上回るようになっていく。一〇月の末には「女夫」も動員されている。十一月二五日で夫遣いは終わっていて、一六日には夫遣いのまとめをしている。それによれば、一〇七、三八〇人の各間切りの負担は、名護間切一、七三一、56・本部間切一〇、〇五八、12・久志間切一〇、三四〇、11・大宜見間切一、三八八、72・金武間切五、四六七、

(表2) 碑文に記す王府の夫役動員 (沖縄県教育委員会文化課編『金石文』による)

西暦	王代	和暦	中国歴	碑	諸細工(人)	諸役夫(人)
1677	尚貞9	延宝5	康熙16	安里橋之碑文		21,294
1677	尚貞9	延宝5	康熙16	金城橋碑文	1,218	18,661
1678	尚貞10	延宝6	康熙17	首里魚池碑文	2,295	44,346
1689	尚貞21	元禄2	康熙28	板敷橋記	1,023	3,704
1690	尚貞22	元禄3	康熙29	宇平橋碑文	662	8,873
1691	尚貞23	元禄4	康熙30	勢理客橋碑	862	7,061
1696	尚貞28	元禄9	康熙35	重修臨海橋碑文	4,575	24,029
1700	尚貞32	元禄13	康熙39	泊高橋碑	5,086	20,589
1718	尚敬6	享保3	康熙57	新濬那覇港碑文	47711	20,674
1728	尚敬16	享保13	雍正6	修宮城橋碑記	10,588	15,095
1730	尚敬18	享保15	雍正8	重修庇謝橋碑記	7,736	39,391
1744	尚敬32	延享1	乾隆9	重修勢理客橋碑記	8,586	20,781
1744	尚敬32	延享1	乾隆9	新修美栄橋碑記	5,872	14,448
1776	尚穆25	安永5	乾隆41	大田池の碑		2,517
1798	尚温4	寛政10	嘉慶3	重修天女橋碑記	3,234	4971
1801	尚温7	享和1	嘉慶6	琉球国新建国学碑文	9,576	28,857
1837	尚育3	天保8	道光17	首里新建聖廟碑文	6,440	17,934
1837	尚育3	天保8	道光17	重修真玉橋碑文	8,918	83,676

12・今帰仁間切一〇、七三八、67・国頭間切二一、〇六一、24・羽地間切一四、六八二、35・恩納間切七、四九七、42・伊江島一〇、七三八、52というようになってくる。金武間切と恩納間切は一〇、〇〇〇人に満たないが、これは間切の人口に比例した数字だと思われる。約三ヶ月にわたって一〇か間切から夫役を徴発しているわけで、いかに大がかりな工事であったかがわかる。興味を引く事柄として、九月二日と一日は「麦初種子みや種子□□二付仕差留候事」として仕事を休ませていることである。夫役は農民を徴発しているのだが、村の祭祀については無視することは出来なかったことを改めて知ることが出来る。この工事が行われたのは一七三五年で、先の表の中程に位置する。他の橋梁工事の「諸役夫」の動員もこのような間切に割り当てての動員であったと考えてもいいたくないか。そうだとすると、沖縄本島での土木工事は、羽地大川のこととは例外として、橋梁などの整備が主な工事であったといえるのではないか。直轄工事としての用水・水田の開発は離島で行い、本島は都市基盤の整備に重点が置かれていたということになるか。しかし、これまで見てきたように、離島・

本島の違いはあるが、近世初頭の用水路・水田開発の波は琉球にも確かに届いているわけで、石高制圏の形成を見ることが出来るのである。

注

- (1) 「沖縄県史研究叢書七」一九九九年三月沖縄県教育委員会(これは大正七年刊の真境名安興の謄写版稿本を再刊したものである)。
- (2) 桑江克英訳注「球陽」(三一書房 一九七二年)。以後「球陽」の記事は本書による。
- (3) 「近世地方経済史料」第九卷 三八頁
- (4) 「近世地方経済史料」第九卷 二七頁
- (5) 拙稿「近世沖縄の『地割制』の問題性」(和歌森太郎先生還暦記念「近世封建支配と民衆社会」昭和五〇年 弘文堂所収参照)
- (6) 宮城栄昌「琉球の歴史」(吉川弘文館 昭和五二年) 一五六頁
- (7) 拙稿「薩摩藩統治下の沖縄の農村について」(『史潮』新二号 一九七七)
- (8) 「金石文」(沖縄県教育委員会文化課編 一九八五年)。真境名安興「沖縄県土木史」(前掲)
- (9) 薩摩藩の例では「諸細工」は切米を受けている。「島津家列朝制度」卷之二(『藩法集八 鹿兒島藩上』 三六九頁) 参照。
- (10) 琉球大学附属図書館蔵。これは島袋源七氏の写本である。写本の末尾に「大正一五年七月一八日写終へ」「縣図書館二一部ありしを写せしものなり」とある。

おわりに

近世国家の成立原理をなしている石高制は、自立した小農民と年貢米の徴収ということを基礎としているが、他方で米の商品化と流通市場の形成ということを意味していた。豊臣政権下においては、遠国大名には畿内に在京賄料として村の支配権が与えられ、そこからの年貢が大名の秀吉政権への奉仕の経済的な基盤になっていた。しかし徳川政権になってからは、諸大名は領国の米を大坂・江戸へ直接送るようになる。廻米の成立である。廻米は初期においては各藩の蔵屋敷で蔵役人が処理していたのであるが、やがて商人に委託するようになる。そして米市が形成されるのである。米市の中心として発展するのが大坂の北浜、ついで堂島である。堂島は元禄年間(1694-1704)に新地として開かれた所である。一七世紀末の寛文年間には、委託された町人である蔵元による米の売買が行われるようになっていったようである。大石慎三郎氏の補訂された正徳四年(1714)の「大坂移出入商品表」は大坂を中心にした諸商品の出入りが書き上げられているが、移入で一番多いのはいうまでもなく米である¹⁾。

一七世紀末から一八世紀にかけて、大坂を中心とする全国市場が形成されてきたことで、諸国の大名たちは否応なくそれに結びつけられていったのである。

本稿では不十分ながら、石高制の波が薩摩藩の政治支配を通して明らかに奄美・琉球の島々に届いていることを知ることが出来たのではないかと考える。この石高制に呼応して行われた水田開発は、原初的な稲作開始の問題と區別して、水田稲作の二次的な展開と規定した方がいいかもしれない。

注

(1) 『大坂市史』(大正二年・昭和五三年復刻版)

脇田修 『近世封建社会の経済構造』(一九六三年 お茶の水書房)

大石慎三郎 『日本近世社会の市場構造』(一九七五 岩波書店)

米の市場形成について、脇田氏が大坂を中心に論じているのに対して大石氏は近世の早い時期から東北諸藩の江戸への廻米があったことから、江戸の市場の存在を強調している。

付記

本研究を行うにあたり、多くの人たちにお世話になった。奄美大島については弓削政巳氏、児玉永伯氏、鹿児島県奄美群島歴史資料調査室(奄美博物館)の方々にご教示いただいた。久米島については久米島自然文化センター館長の上江洲均氏ほか館員の方々にお世話になった。沖縄では名護市史編さん室の中鉢良護氏、教育委員会の崎原盛俊氏に多くのことをご教示いただいた。奄美でも久米島でも名護でも非常に多くのことをお教えいただきながら本稿に十分に生かせなかつたことについてはご容赦願いたいと思う。